



発信年月日：令和5年10月2日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1111
企画総務部 防災危機管理課	佐方 修	課長補佐 窪田真二		FAX 0837-23-1233
件名	長門市犯罪被害者等支援条例(素案)に関する パブリック・コメントの実施について			

本市では、犯罪被害者等への支援に関する施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等支援条例を制定することを検討しています。

この条例制定にあたり、市民のみなさまからのご意見を生かすために、条例の素案に対する意見を募集します。

1 意見を募集する案件
長門市犯罪被害者等支援条例(素案)

2 意見の募集期間
令和5年10月2日(月)～令和5年11月2日(木)まで(必着)

3 資料の閲覧方法
○市ホームページへの掲載
○文書閲覧(市役所3階行政情報閲覧コーナー、各支所および各出張所)

4 ご意見の提出方法
ご意見の提出にあたっては、別添の意見提出用紙をご利用ください。任意の様式でのご提出も可としますが、郵便番号、住所、氏名、電話番号及び「長門市犯罪被害者等支援条例(素案)に対する意見」と必ず明記してください。

また、本条例素案のどの部分に対するご意見・ご提言なのかの明示をお願いします。

ご意見は、次のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 来所(長門市東深川1339番地2 長門市役所本庁舎3階 防災危機管理課)
※午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)
- (2) 郵送(〒759-4192 長門市東深川1339番地2 長門市役所 防災危機管理課)
- (3) FAX (0837-23-1233)
- (4) Eメール (bosai@city.nagato.lg.jp)

なお、電話または来庁による口頭でのご意見の申し出は受付いたしかねます。

また、ご提出いただいたご意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 ご意見の取扱い

ご提出いただいたご意見は、十分に検討させていただきます。

ご意見の内容（個人情報を除く）は、それに対する本市の考えとあわせて、意見募集期間終了後に一括して公表いたします（ご意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があります）。

なお、分かりにくいものや匿名のご意見、あるいは本案件に関係がないと思われるご意見には、本市の考え方を示さない場合があります。ご意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

また、ご記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

6 ご意見の提出先・問い合わせ先

〒759-4192

長門市東深川 1339 番地 2

長門市役所 企画総務部 防災危機管理課（長門市役所本庁舎 3 階）

T E L : 0837-23-1111 / F A X : 0837-23-1233

Eメール : bosai@city.nagato.lg.jp